

## 「東日本歯学雑誌」投稿規程

1. 投稿資格  
著者は、原則として共著者を含め、本会会員に限る。ただし、非会員が共著者となる場合には、1年分の会費を徴収する。
2. 生命倫理への配慮
  - 1) 臨床研究は、ヘルシンキ宣言の主旨にそったもので、「北海道医療大学倫理委員会」の承認を得たものとする。
  - 2) 人の遺伝子解析を含む場合は、本学の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究の計画および実施に関する倫理規程」に基づき、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会」の審査をへて学長の許可を得たものとする。
  - 3) 動物実験は、「北海道医療大学動物実験の指針」に基づき、「動物実験センター管理運営委員会」の承認を得たものとする。  
なお、本学以外の研究機関等で行われた研究については、当該研究機関等の倫理委員会等で承認を得たものとする。
3. 論文の種類及び内容
  - 1) 論文の種類は、原著論文、症例報告、総説、解説とする。
  - 2) 論文の内容は、他の刊行物に未発表のものに限る。
4. 査読および採否
  - 1) 投稿論文は、編集委員会および編集委員会の依頼する専門家により査読される。
  - 2) 採否については、査読の結果に基づき編集委員会が決定する。
5. 投稿論文の作成
  - 1) 投稿論文は、投稿規程ならびに別に定める「投稿の手引き」に準拠して作成すること。
  - 2) 投稿論文は、表紙、チェックリストシート、英文抄録（150語以内）、本文、表、図および図表説明文の順番にまとめる。
  - 3) 投稿原稿は、2部（正1部、コピー1部）とする。投稿原稿とともにフロッピーディスクを提出すること。なおディスクには、使用したワードプロセッサのソフト名とファイル名を記載する。
  - 4) 和文論文の本文については、原則として、緒論（緒言）、方法（材料および方法）、結果、考察、結論（結言）、謝辞（必要な場合のみ）、文献の順に記載するものとする。
  - 5) 英文論文の本文については、原則として、ABSTRACT(150語以内)、INTRODUCTION、MATERIALS AND METHODS、RESULTS、DISCUSSION、CONCLUSION、ACKNOWLEDGMENT（必要な場合のみ）、REFERENCESの順に記載するものとする。
6. 証明書等の発行
  - 1) 投稿原稿の受付日は、編集委員会に到着した日付とする。
  - 2) 受理証明が必要な場合には、掲載が決定した後に受理証明書を発行する。
7. 掲載料および別刷料
  - 1) 掲載料は、刷り上がり10頁まで無料とする。これを超過した場合には、編集委員会が依頼したものを除き、1頁1万円の著者負担とする。
  - 2) カラー頁については、著者の実費負担とする。
  - 3) 別刷料については、50部まで無料とし、これを超過する場合（50部単位）には著者の実費負担とする。
8. 著作権の帰属  
本誌に掲載された著作物の著作権は東日本歯学会に帰属する。本会はこれら著作物の全部または一部を、ネットワーク媒体を含む媒体に掲載・出版することが出来る。ただし、論文の内容については、全て著者が責任を負う。
9. 原稿の送付先

住所：〒061-0293 北海道石狩郡当別町字金沢1757番地  
北海道医療大学歯学部  
東日本歯学雑誌編集委員会